

令和6年12月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

士別市長 渡辺 英次

市町村名 (市町村コード)	士別市 (01220)
地域名 (地域内農業集落名)	本所地区(北町・下士別・武徳・中士別・川西・温根別・西士別・南士別・その他) (北町第1,北町第2,下士別40の西,下士別41の西,下士別42の西,下士別43の西,下士別44の西,下士別40の東,下士別41の東,下士別42の東,下士別43の東,下士別44の東,下士別45の東,武徳更生,武徳協栄,武徳中央,武徳共生,中士別西1,中士別西2,中士別西3,中士別東1,中士別東2,中士別東3,中士別東4,川西第1,川西第2,温根別2区,温根別4区,温根別5区,温根別6区,温根別7区,温根別8区,白山,西士別,南士別第1,南士別第5,南士別中央,南士別南進,南町,南町第1,南町第2,学田,線路西,駅南,兵村,東山,市街第1,市街第2,東山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日、令和6年11月20日、令和6年11月25日、令和6年12月5日、令和6年12月9日、令和6年12月16日、令和6年12月18日、令和6年12月23日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本市の農家戸数・農家人口は令和2年度では553戸・1659名となっており、10年前と比較すると約30%(農家戸数)・約46%(農家人口)の減少率となっている。また、年齢別構成では60歳以上の農業経営者が令和2年度で59.4%と高齢化率が高い状況となっている。

1経営体当たりの経営耕地面積は令和2年度では27haとなっており、10年前と比較すると約1.3倍に増加しているが、今後も農業者の減少と高齢化率が進むことで耕作放棄地の増加が懸念されるため、持続可能な生産体制を確立していくためには、新規就農者を確保・育成対策が必要不可欠である。

【地域の基礎データ】

農業者:169人(うち50歳代以下55人)

団体経営体(法人・集落営農組織等)29経営体

主な作物:水稻、小麦、大豆、甜菜、そば、馬鈴薯、野菜、飼料作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

・労働力不足の解消に向けて、地域農業者との話し合いや関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた労働力の確保を推進する。

・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、農地の環境保全や環境形成活動等の取り組みを推進する。

・土づくりの推進と輪作の確立に向けて、根菜類(甜菜、馬鈴薯)・野菜等の生産振興を図る。

・道営中士別地区農地整備事業による大区画化や暗渠排水の整備等を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7,747.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7,747.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
出し手・受け手の双方の意向を把握した上で必要に応じて農地中間管理機構の事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
道営中士別地区農地整備事業による大区画化や暗渠排水の整備等を令和17年度完了を目標に実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係団体と連携して新規就農者の受け入れや実践・研修を通じた技術の確立、次世代・担い手等の活動支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
需要に応じたコントラ組織や農機支援を通じて営農支援体制を確立していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①エゾシカ・ヒグマ・アライグマ等による農作物の被害が増加傾向であることから、電牧柵の設置や猟友会との連携、捕獲従事者担い手対策を推進する。
- ②土壌診断による施肥設計や堆肥の安定的な供給を行うことで化学肥料の低減を推進する。
- ③時間の短縮や労働力を軽減するためGPSガイダンスの活用、無人ヘリ等による散布防除を推進する。
- ④畑地化促進事業の円滑な実施を進める。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、用水路の補修等を支援する。
- ⑧農協管内(士別市・剣淵町・和寒町)における穀類乾燥調製貯蔵施設など共同利用施設の再編集約を推進する。
- ⑨耕種農家への堆肥斡旋を行い、土づくりの推進に努める。